


「現場管理, 届出」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
26023	現場管理	元方安全衛生管理者	特定元方事業者は、元方安全衛生管理者を選任し、その者に労働災害を防止するために講じる措置のうち、技術的事項を管理させなければならない。	労働安全衛生法15条の2 特定元方事業者(統括安全衛生責任者を選任した事業者)は、元方安全衛生管理者を選任し、その者に特定元方事業者等の講ずべき措置のうち、技術的事項を管理させなければならない。よって正しい。 (この問題は、コード「21024」の類似問題です。) 	○
18033	現場管理	安全衛生責任者	下請業者は、請け負った範囲の仕事を安全に実施するために、統括安全衛生責任者との調整、その調整事項に係る指示についての関係作業員への連絡等を行う安全衛生責任者を選任しなければならない。	労働安全衛生法 第16条1項(安全衛生責任者)、労働安全衛生規則 第19条(安全衛生委員会) 安全衛生責任者は、 <u>下請負業者が労働者の中から選任し、統括安全衛生責任者と請負人の労働者等の行う作業の連絡調整を行う</u> 。よって正しい。(この問題は、コード「15025」の類似問題です。)	○
27022	現場管理	安全衛生責任者	安全衛生責任者は、統括安全衛生責任者との連絡を行うとともに、統括安全衛生責任者から連絡を受けた事項の関係者への連絡等を行わなければならない。	労働安全衛生法 第16条1項(安全衛生責任者)、労働安全衛生規則 第19条(安全衛生委員会) 安全衛生責任者は、 <u>下請負業者が労働者の中から選任し、統括安全衛生責任者と請負人の労働者等の行う作業の連絡調整を行う</u> 。よって正しい。	○
24023	現場管理	安全衛生責任者	関係請負人の労働者の数が常時50人以上となる工事現場においては、請負者は統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を選任し、下請業者は安全衛生責任者を選任しなければならない。	労働安全衛生法 第16条(安全衛生責任者)、および労働安全衛生規則 第19条 関係請負人の労働者の数が常時50人以上となる工事現場においては、 <u>請負者は統括安全衛生責任者(現場所長)及び元方安全衛生管理者(元方で工事専属者)を選任し、下請業者は安全衛生責任者(下請現場責任者)を選任しなければならない</u> 。 なお、労働者の数が常時100人以上となる工事現場においては、 <u>請負者は統括安全衛生管理者を選任しなければならない</u> 。よって正しい。	○
22014	現場管理	施工体制台帳の設置	発注者から直接建設工事(公共工事を除く)を請け負った特定建設業者は、下請契約の請負代金の額の総額にかかわらず、工事の適正な施工を確保するため、施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。	建設業法 第24条の7 1項、建設業法施行令第7条の4 特定建設業者は、発注者から直接建設工事(公共工事を除く)を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額が、 <u>4,000万円(ただし、建築一式工事である場合においては、6,000万円)以上</u> になるときは国土交通省令で定める事項を記載した <u>施工体制台帳</u> を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。 <u>金額の総額にかかわらず施工体制台帳を作成し、備え置かなければならないのではないので誤り</u> 。(この問題は、コード「16012, 21022」の類似問題です。)	×
29033	現場管理	施工体制台帳の設置	地方公共団体から直接建設工事を請け負った建設業者は、特定建設業又は一般建設業の許可にかかわらず、下請契約を締結する全ての工事において、施工体制台帳を作成し、建設工事の目的物を引き渡すまで工事現場ごとに備え置かなければならない。	建設業法 第24条の7 1項、建設業法施行令第7条の4 国または地方公共団体から <u>直接建設工事を請け負った建設業者は</u> 、下請契約の請負代金の額にかかわらず、 <u>施工体制台帳を作成して工事現場ごとに備え置く</u> 。また、その写しを発注者に提出しなければならない。よって正しい。	○
19013	現場管理	請負契約	建設業法において、公共性のある工作物に関する重要な工事で請負代金の額が所定の金額以上のものについては、元請負人に限り、専任の主任技術者を工事現場ごとに置かなければならないとされている。	建設業法 第26条第1項、第2項、第3項 公共性のある工作物に関する重要な工事で請負代金の額が所定の金額以上(工事1件の請負代金の額が3,500万円以上)のものについては、 <u>元請負人・下請けともに、専任の主任技術者を工事現場ごとに置かなければならないとされている</u> 。よって誤り。 なお、 <u>4,000万円以上の工事を下請けに出した場合は、工事を請けた下請けは専任の主任技術者を置き、元請けは原則、専任の監理技術者を置かなければならないことに注意する</u> 。 	×

「現場管理, 届出」のピックアップ問題

個人住宅以外

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
29034	現場管理	請負契約	元請として診療所併用住宅の建築一式工事を施工する特定建設業者は、診療所部分に相当する請負金額が7,000万円以上の場合、原則として、当該工事には専任の監理技術者を置かなくてよい。	建設業法 第26条第2項, 第3項 公共性のある施設もしくは工作物または多数の者が利用する施設もしくは工作物に関する重要な工事で、工事1件の請負代金の額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上のものであれば、工事現場ごとに、専任の主任技術者または監理技術者を置かねばならない。設問の診療所併用住宅は、非居住部分(併用部分)の請負代金の総額が7,000万円以上であるので、原則、専任の監理技術者を置かなければならないので誤り。  P3	×
30022	現場管理	請負契約	発注者から直接建築一式工事を請け負った特定建設業者は、当該工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額が6,000万円以上になる場合には、監理技術者を置かなければならない。	建設業法 第26条第2項, 第3項 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者(元請け)は、4,000万以上(建築一式工事の場合は6,000万以上)の工事を下請けに出す場合は、主任技術者ではなく監理技術者を置かなければならない。また、公共性のある工作物又は多数の者が利用する工作物で、かつ、請負金額が3,500万以上(建築一式工事の場合は7,000万以上)の場合は、主任技術者や監理技術者は、原則、兼任ではダメで専任でなければならない。よって正しい。	○
22021	現場管理	請負契約	工場の改修工事において、防水工事を4,000万円以下で下請けする建設業者は、その防水工事の現場稼働期間に専任の主任技術者を置く必要がある。	建設業法 第26条第1項, 第3項 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、主任技術者(所定の条件に該当する者で、その工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者)を置かなければならない。また、公共性のある工作物又は多数の者が利用する工作物で、かつ、請負金額が3,500万円以上の場合には、専任の技術者でなければならない。よって正しい。(この問題は、コード「21023」の類似問題です。)	○
03023	現場管理	請負契約	発注者から事務所の建築一式工事(請負代金額が7,000万円以上)を請け負った元請業者が当該工事を施工するために置く監理技術者については、当該工事現場に専任の監理技術者補佐を置いた場合であっても、当該工事現場のほかの工事現場の監理技術者を兼務することはできない。	建設業法 第26条, 第26条の3, 建設業法施行令 第28条, 第29条 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、専任の監理技術者を置くべき工事現場において、監理技術者の職務を補佐するもの(監理技術者補佐)を、当該工事現場に専任で置く場合、監理技術者(特例監理技術者)は現場の兼務が可能である。なお、兼任できる工事現場の数は2とする。よって誤り。	×
03043	申請・届出	事業開始報告	特定元方事業者の労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一場所において行われる建築工事の着手に当たって、当該作業の開始後、速やかに「特定元方事業者の事業開始報告」を労働基準監督署長あてに行った。	労働安全衛生規則 特定元方事業者は、特定元方事業者の事業開始報告を工事開始後、遅延なく労働基準監督署長に提出しなければならない。よって正しい。(この問題は、コード「22044」の類似問題です。)  P5	○
02043	申請・届出	建設工事計画届	高さ35 mの建築物の新築工事において、当該工事の開始の日の14日前までに、事業者が労働基準監督署長あてに「建設工事計画届」を提出した。	労働安全衛生規則 第88条(計画の届出等) 建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするときは、「建設工事計画届」を当該仕事の開始の日の14日前までに、労働基準監督署長に届け出なければならない。高さが31mを超える建築物の建設、改造、解体または破壊の仕事は労働安全衛生規則第90条1により届け出が必要な仕事とされている。よって正しい。(この問題は、コード「28042」の類似問題です。)	○



「現場管理、届出」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
28042	申請・届出	建設工事計画届	高さ40mの鉄筋コンクリート造の建築物の解体工事をを行うに当たって、「建設工事計画届」を特定行政庁あてに提出した。	労働安全衛生規則 第88条（計画の届出等） 建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするときは、「建設工事計画届」を当該仕事の開始の日の14日前までに、労働基準監督署長に届け出なければならない。高さが31mを超える建築物の建設、改造、解体または破壊の仕事は労働安全衛生規則第90条1により届け出が必要な仕事とされている。特定行政庁ではなく労働基準監督署長へ提出するので誤り。  PS.	×
18045	申請・届出	寄宿舎設置	所定の建設工事に従事する者のための附属寄宿舎を設置するに当たって、「寄宿舎設置届」を市町村長に提出した。	労働基準法 第95条（寄宿舎生活の秩序）、建設業附属寄宿舎規程第1条（適用の範囲）・第2条（寄宿舎規則の届出） 建設業に附属する寄宿舎設置については建設業附属寄宿舎規程により、行政官庁（この場合は労働基準監督署長）に届け出るとされている。市町村長に届け出るのは誤り。	×
01042	申請・届出	共同企業体代表者届	労働安全衛生法に基づく「共同企業体代表者届」を、「事業者」が「工事開始の日の14日前まで」に「都道府県労働局長」あてに届け出た。	労働安全衛生法 第5条、労働安全衛生規則 第1条 2以上の建設業に属する事業の事業者が、一の場所において行われる当該事業の仕事に共同連帯して請け負った場合においては、そのうちの一人を代表者として定め、仕事開始の14日前までに、当該仕事が行われる場所を管轄する労働基準監督署長を経由して、都道府県労働局長に提出しなければならない。よって正しい。（この問題は、コード「15035、17022、21041」の類似問題です。）	○
25044	申請・届出	建設物設置届	支柱の高さが4mの型枠支保工を設置するための「建設物設置届」を、労働基準監督署長あてに提出した。	労働安全衛生法 第88条、労働安全衛生規則 第86条および別表7 型枠支保工(支柱の高さが3.5m以上のものに限る。)及び架設通路(高さ及び長さがそれぞれ10m以上のもの)を設置するため 法第88条第1項の規定による届出をしようとするときは、その計画を工事開始の30日前までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。よって正しい。（この問題は、コード「15031」の類似問題です。）	○
22043	申請・届出	建設物設置届	高さ12mの枠組足場を設置するに当たって、工事の開始の日の30日前までに、「構造、材質及び主要寸法等を記載した書面」及び「組立図及び配置図」を添えた届を、労働基準監督署長あてに提出した。	労働安全衛生法 第88条（計画の届出等）、労働安全衛生規則 第86条および別表7 つり足場、張出し足場以外の足場で、高さが10m以上のものを設置しようとするときは、その計画（「構造、材質及び主要寸法等を記載した書面」及び「組立図及び配置図」など）を工事開始の30日前までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。よって正しい。（この問題は、コード「18064」の類似問題です。）	○
03051	申請・届出	建設物設置届	建築物の改修工事のための枠組足場を設置する計画において、高さ12mの枠組足場の組立てから解体までの期間が49日であったので、その計画を労働基準監督署長に届出なかった。	労働安全衛生法 第88条（計画の届出等）、労働安全衛生規則 第86条および別表7 つり足場、張出し足場以外の足場で、高さが10m以上のものを60日以上設置しようとするときは、その計画（「構造、材質及び主要寸法等を記載した書面」及び「組立図及び配置図」など）を工事開始の30日前までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。よって高さが10m以上の枠組足場であっても設置期間が49日の場合は届けなくても良いので正しい。	○
22042	申請・届出	エレベーター設置届	積載荷重1.5tの工事用エレベーターを設置するに当たって、工事の開始の日の30日前までに、エレベーター明細書、エレベーターの組立図及び強度計算書を添えたエレベーター設置届を、建築主事あてに提出した。	クレーン等安全規則 第140条（設置届） 積載荷重1t以上のエレベーターの設置に当たっては、エレベーター設置届に「エレベーター明細書」、「エレベーターの組立図、強度計算書」を添えて工事開始日の30日前までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。よって誤り。	×

「現場管理、届出」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
30041	申請・届出	クレーンの設置届	労働安全衛生法に基づく「クレーン設置届」を、事業者が、工事の開始の日の10日前までに、 <u>労働基準監督署長</u> に提出した。	クレーン等安全規則 第5条（設置届） クレーンを設置しようとする事業者が、労働安全衛生法の規定による届出をしようとするときは、クレーン設置届にクレーン明細書、クレーンの組立図、定められた構造部分の強度計算書及び定められた事項を記載した書面を添えて、工事開始の日の30日前までに、その事業場の所在地を管轄する <u>労働基準監督署長</u> に提出しなければならない。よって誤り。  ⑧PS 期間があやまり→13/19	×
24042	申請・届出	ボイラー設置届	ボイラー（移動式ボイラーを除く。）の設置に先立ち、当該工事の開始の日の30日前までに、「ボイラー設置届」を、 <u>消防署長</u> あてに届け出た。	ボイラー及び圧力容器安全規則 第10条 ボイラー（移動式ボイラーを除く。）を設置しようとする事業者が労働安全衛生法の規定による届出をしようとするときは、ボイラー設置届をその事業場の所在地を管轄する <u>労働基準監督署長</u> に提出しなければならない。よって誤り。（この問題は、コード「16043」の類似問題です。）	×
17024	申請・届出	安全上の措置に関する計画	建築基準法に基づく安全上の措置等に関する計画届は、 <u>工事施工者</u> が、 <u>特定行政庁</u> に提出する。	建築基準法 第90条の3 建築物で政令で定めるものの新築の工事又はこれらの建築物に係る避難施設等に関する工事の施工中において、建築物の使用に関し、 <u>建築主</u> はあらかじめ、工事の施工中における建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画を作成して <u>特定行政庁</u> に届け出なければならない。 届け出るのは工事施工者ではなく建築主であるので誤り。  提出者があやまり→13/19	×
29043	申請・届出	安全上の措置に関する計画	「建築基準法」に基づく工事中における「安全上の措置等に関する計画届」は、 <u>建築主</u> が、 <u>都道府県知事</u> に提出する。	建築基準法 第90条の3（工事中における安全上の措置等に関する計画の届出） 建築物で政令で定めるものの新築の工事又はこれらの建築物に係る避難施設等に関する工事の施工中において、建築物の使用に関し、 <u>建築主</u> はあらかじめ、工事の施工中における建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画を作成して <u>特定行政庁</u> に届け出なければならない。 提出先は都道府県知事ではなく特定行政庁であるので誤り。	×
03041	申請・届出	中間検査	指定確認検査機関による確認を受けた建築物について、特定行政庁が指定した特定工程に係る工事を終了日から4日以内に到達するように、「 <u>中間検査申請書</u> 」を <u>建築主</u> あてに提出した。	建築基準法第7条の3 建築主は、中間検査を受ける必要のある建築物について、「 <u>中間検査申請書</u> 」を、指定された特定工程に係る工事を終了後、基本的には4日以内に、 <u>建築主</u> 等に提出しなければならない。よって正しい。（この問題は、コード「19043、25042、27043」の類似問題です。）	○
01043	申請・届出	建築工事届	建築基準法に基づく「 <u>建築工事届</u> 」を、「 <u>建築主</u> 」が、「 <u>確認申請時</u> 又は <u>計画通知時</u> 」に、「 <u>都道府県知事</u> 」あてに届け出た。	建築基準法 第15条（届出及び統計） 建築主が建築物を建築しようとする場合は「 <u>建築工事届</u> 」を建築主事を経由して、その旨を都道府県知事に届け出る。よって正しい。（この問題は、コード「17021、20021、24044」の類似問題です。）	○
02044	申請・届出	建築物除却届	<u>既存建築物を除却し</u> 、引き続き同じ敷地に床面積の合計が200m <sup>2</sup> の建築物を新築する工事に先立ち、当該既存建築物の床面積の合計が <u>100m<sup>2</sup></u> であったので、当該工事の施工者が <u>特定行政庁</u> あてに「 <u>建築物除却届</u> 」を提出した。	建築基準法 第15条 建築物の除却の工事を施工する者が建築物を除却しようとする場合は、 <u>建築主事</u> を経由して、その旨を都道府県知事に届け出る。ただし、当該建築物の床面積の合計が <u>10m<sup>2</sup></u> 以内である場合においては、この限りではない。届出先は特定行政庁ではなく都道府県知事であるので誤り。（この問題は、コード「15032、18044、23043」の類似問題です。）	×
26041	申請・届出	宅地造成	宅地造成に関する工事の許可を受ける必要があったので、「 <u>宅地造成に関する工事の許可申請書</u> 」を <u>建築主</u> あてに提出した。	宅地造成等規制法 第8条 宅地造成に関する工事の許可申請書は、 <u>造成主</u> が、 <u>工事に着手する前に</u> 、 <u>都道府県知事</u> に提出する。建築主事ではないため誤り。	×



「現場管理、届出」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
29042	申請・届出	産業廃棄物管理票	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」は、産業廃棄物管理票を交付した排出事業者が、都道府県知事に提出する。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条の3（産業廃棄物管理票） 産業廃棄物を生ずる事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、産業廃棄物の引渡しと同時に、受託した者に対し、産業廃棄物管理票を交付しなければならない。また、管理票交付者は、当該管理票に関する報告書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。よって正しい。（この問題は、コード「15033」の類似問題です。）	○
01041	申請・届出	特定粉じん排出等作業	大気汚染防止法に基づく「特定粉じん排出等作業実施届出書」を、「特定工事の発注者」が、「作業開始の14日前までに、労働基準監督署長あてに提出した。	大気汚染防止法第18条の15第1項(第2項) 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事(特定工事)を施工しようとする者は、特定粉じん排出等作業実施届出書を、作業の開始の14日前までに、都道府県知事に提出しなければならない。労働基準監督署長ではなく都道府県知事に提出するので誤り。（この問題は、コード「19044、23042」の類似問題です。）	×
27042	申請・届出	特定粉じん排出等作業	特定建築材料(吹付けアスベストやアスベストを含有する保温材等)が使用されている建築物の解体工事を施工するに当たり、当該作業の開始の14日前までに、「特定粉じん排出等作業実施届出書」を、都道府県知事あてに提出した。	大気汚染防止法第18条の15第1項(第2項) 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事(特定工事)を施工しようとする者は、特定粉じん排出等作業実施届出書を、作業の開始の14日前までに、都道府県知事に提出しなければならない。よって正しい。	○
29041	申請・届出	土地の形質の変更	「土壤汚染対策法」に基づく「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」は、土地の形質の変更をしようとする者が、都道府県知事に提出する。	土壤汚染対策法 第9条（土地の形質の変更の届出及び計画変更命令） 指定区域内において土地の採取その他の土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の14日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。よって正しい。	○
02042	申請・届出	高層建築物等予定工事届	電波法に基づく伝搬障害防止区域内における高さ35mの建築物の新築工事において、当該工事の着手前に、建築主が総務大臣あてに「高層建築物等予定工事届」を提出した。	電波法 第102条の3 電波障害防止区域内において、その最高部の地表からの高さが31mをこえる高層建築物等を建築する場合は、「高層建築物等工事届」を総務大臣に届け出なければならない。よって正しい。（この問題は、コード「17025、20023、23044」の類似問題です。）	○
27041	申請・届出	高層建築物等予定工事届	電波法に基づく伝搬障害防止区域内における高さ60mの建築物の新築に先立ち、当該工事の着手前に、「高層建築物等予定工事届」を、労働基準監督署長あてに提出した。	電波法 第102条の3 電波障害防止区域内において、その最高部の地表からの高さが31mをこえる高層建築物等を建築する場合は、総務大臣に届け出なければならない。よって誤り。	×
01044	申請・届出	工事監理報告書	建築士法に基づく「工事監理報告書」を、「建築士」が「工事監理終了後、直ちに、建築主」あてに提出した。	建築士法 第20条 建築士は、工事監理を終了したときは、直ちにその結果を文書で建築主に報告しなければならない。よって正しい。（この問題は、コード「16042、20025、26044」の類似問題です。）	○

「現場管理、届出」のピックアップ問題


コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
20024	申請・届出	危険物貯蔵	消防本部及び消防署を置く市町村の区域内において、危険物に係る貯蔵所の設置に先立ち、「危険物貯蔵所設置許可申請書」を、消防署長あてに提出した。	消防法 第11条 危険物貯蔵所設置許可申請書は消防本部及び消防署をおく市町村は長に、消防本部等所在市町村以外では都道府県知事に届け出る。消防署長に提出するのは誤り。(この問題は、コード「15034」の類似問題です。)  Ⓟ P6	×
27044	申請・届出	危険物貯蔵	消防本部及び消防署を置く市において、危険物に係る貯蔵所の設置に先立ち、「危険物貯蔵所設置許可申請書」を、当該市長あてに提出した。	消防法 第11条 危険物貯蔵所設置許可申請書は消防本部及び消防署をおく市町村は市町村長に、消防本部等所在市町村以外では都道府県知事に届け出る。よって正しい。	○
17023	申請・届出	航空障害灯・昼間障害標識	航空障害灯及び昼間障害標識の設置の届出は、設置者が、地方航空局長に提出する。	航空法 第51条(航空障害燈)、第51条の2(昼間障害標識) 航空障害灯・昼間障害標識の設置義務のあるものは国土交通大臣または地方航空局長に届出なければならない。 地表又は水面から60m以上の高さの物件の設置者は、運輸省令で定めるところにより、当該物件に航空障害灯を設置しなければならない。よって正しい。	○
28043	申請・届出	道路占用許可申請書	道路に工事用の仮囲いを設置するに当たって、継続して道路の一部を使用する必要があったので、「道路占用許可申請書」を道路管理者あてに提出した。	道路法 第32条(道路の占用の許可) 道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、「道路占用許可申請書」を提出して、道路管理者の許可を受けなければならない。よって正しい。(この問題は、コード「18042」の類似問題です。)	○
03044	申請・届出	道路占用許可申請書	道路に外部足場を設置するに当たって、継続して道路の一部を使用する必要があったので、「道路使用許可申請書」を道路管理者あてに提出した。	道路法 第32条(道路の占用の許可) 道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、「道路占用許可申請書」を提出して、道路管理者の許可を受けなければならない。この場合は、「道路使用許可申請書」ではなく「道路占用許可申請書」を道路管理者に提出しなければならないので誤り。  数時間～1日：道路使用 → 警察署長。 数日～数月：道路占用 → 道路管理者。	×
21044	申請・届出	特殊車両通行許可書	道路法による通行の制限を受ける車両を通行させるため、「特殊車両通行許可申請書」を、道路管理者あてに提出した。	道路法 第47条の2 道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、規定する限度をこえる車両の通行を許可することができる。よって正しい。	○
25041	申請・届出	特殊車両通行許可書	道路法による通行の制限を受ける車両を通行させるために、「特殊車両通行許可申請書」を、警察署長あてに提出した。	道路法 第47条の2 道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、規定する限度をこえる車両の通行を許可することができる。警察署長ではなく道路管理者に提出するので誤り。(この問題は、コード「16041、19042」の類似問題です。)	×
23041	申請・届出	道路使用許可申請書	資材や機材の搬入に先立ち、トレーラー車を道路上に一時駐車して作業を行う必要があったため、「道路使用許可申請書」を、警察署長あてに提出した。	道路交通法 第77条 道路において工事若しくは作業をしようとする者又は作業の請負人は、「道路使用許可申請書」を提出し、工事等の場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならない。よって正しい。(この問題は、コード「16045」の類似問題です。)	○



「現場管理、届出」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
16044	申請・届出	特定建設作業実施届出書	騒音規制法に基づき、指定地域内において特定建設作業を伴う工事を施工するので、「特定建設作業実施届出書」を、 <u>都道府県知事</u> あてに届け出た。	騒音規制法 第14条（特定建設作業の実施の届出） 指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに、 <u>市町村長</u> に届け出なければならない。よって誤り。（この問題は、コード「19045、21042」の類似問題です。）  P6.	×
30043	申請・届出	特定建設作業実施届出書	騒音規制法に基づく「特定建設作業実施届出書」を、工事施工者が、作業の開始の日の7日前までに、 <u>労働基準監督署長</u> に提出した。	騒音規制法 第14条（特定建設作業の実施の届出） 指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに、 <u>場所及び実施期間などを記載した特定建設作業実施届出書を市町村長</u> に届け出なければならない。よって誤り。	×
03042	申請・届出	特定建設作業実施届出書	騒音規制法による指定地域内において、特定建設作業を伴う建設工事を施工するに当たって、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに、「特定建設作業実施届出書」を <u>市町村長</u> あてに届け出た。	騒音規制法 第14条（特定建設作業の実施の届出） 指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに、 <u>場所及び実施期間などを記載した特定建設作業実施届出書を市町村長</u> に届け出なければならない。よって正しい。（この問題は、コード「24043」の類似問題です。）	○
26042	申請・届出	消防用設備設置届	消防署のある市町村において、設備等技術基準に従って設置しなければならない消防用設備を設置したので、「消防用設備等設置届出書」を <u>消防署長</u> あてに提出した。	消防法 第17条の3の2 技術上の基準に従って設置しなければならない消防用設備等を設置したときは、その旨を <u>消防長又は消防署長</u> に届け出て、検査を受けなければならない。よって正しい。	○
30044	申請・届出	消防用設備等設置届	消防法に基づく「消防用設備等設置届出書」を、特定防火対象物の関係者が、工事が完了した日から10日以内に、 <u>消防庁</u> 又は <u>消防署長</u> に提出した。	「消防用設備等設置届出書」は、特定防火対象物の関係者が、工事が完了した日から <u>4日以内</u> に、 <u>消防庁</u> 又は <u>消防署長</u> に提出する。よって誤り。  期間があと10日以外。	×
18043	申請・届出	浄化槽設置	保健所を設置していない市町村において、浄化槽を設置するに当たって、建築主事に確認の申請をする必要がない場合、「浄化槽設置届出書」を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して <u>特定行政庁</u> に提出した。	浄化槽法 第5条（設置等の届出、勧告及び変更命令） 浄化槽を設置しようとする者は、その旨を都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。）及び当該都道府県知事を経由して <u>特定行政庁</u> に届け出る。ただし、建築基準法による建築主事の確認を申請すべきとき、又は、建築主事に通知すべきときは、届け出る必要はない。よって正しい。	○
25043	申請・届出	エネルギーの使用の合理化	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による、床面積300㎡の建築物の新築に先立ち、「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止」及び「空調設備等に係るエネルギーの効率的利用」のための措置に関する届出書を、 <u>所管行政庁</u> あてに提出した。	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 建築主は、床面積300㎡以上2,000㎡未満の建築物の新築等しようとする時は、工事に着手する前に「建築物エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画」を所管行政庁（建築主事を置く市町村町又は特別区では当該市町村長又は特別区の長、その他の区域では都道府県知事）あてに提出する。よって正しい。（この問題は、コード「19041」の類似問題です。）	○
30042	申請・届出	リサイクル届	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく対象建設工事の「届出書」を、発注者又は自主施工者が、工事に着手する日の7日前までに、 <u>都道府県知事</u> に提出した。	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）第十条 対象建設工事の発注者又は施工者は、工事に着手する日の7日前までに、 <u>都道府県知事</u> に届け出なければならない。よって正しい。	○
29044	申請・届出	衛生的環境の確保	「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく「特定建築物についての届出」は、特定建築物の <u>所有者等</u> が、 <u>都道府県知事</u> に提出する。	建築物における衛生的環境の確保に関する法律 特定建築物についての届出は、特定建築物の <u>所有者等</u> が、 <u>都道府県知事</u> に提出しなければならない。よって正しい。	○

「現場管理, 届出」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
20082	鉄筋工事	定着・継手	設計図書に特記がない場合、耐力壁(コンクリートの設計基準強度が $27\text{N}/\text{mm}^2$ )の脚部におけるSD295(A)の鉄筋の重ね継手については、フックなしとし、その重ね継手の長さを $30d$ ( $d$ は異形鉄筋の呼び名に用いた数値)とした。	JASS5 コンクリートの設計基準強度が $27\text{N}/\text{mm}^2$ 、鉄筋がSD295(A)の場合の重ね継手の長さは、 $L1=35d$ 直線または $L1h=25d$ フック付きである。よって誤り。(この問題は、コード「15092, 17092」の類似問題です。) <i>覚えろ。 <math>f_c = 24 \sim 27\text{N}/\text{mm}^2</math>, <math>s = \phi 39.5</math> → 重ね継手 <math>L1 = 40d</math> 直線 → SD295Aの場合は「<math>35d</math>」</i> 	×
30082	鉄筋工事	定着・継手	普通コンクリート(設計基準強度 $27\text{N}/\text{mm}^2$ )の耐力壁の脚部におけるSD295(A)の鉄筋の重ね継手については、特記がなかったため、フックなしとし、その重ね継手の長さを $40d$ とした。	JASS5 コンクリートの設計基準強度が $27\text{N}/\text{mm}^2$ 、鉄筋がSD295(A)の場合の重ね継手の長さは、 $L1=35d$ 直線または $L1h=25d$ フック付きである。フックなしの場合は $35d$ 以上であるので長さを $40d$ とするのは正しい。	○